

○ 西いぶり広域連合公告式条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 1 号

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 16 条の規定に基づく西いぶり広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入しその末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合事務所前の掲示場のほか、次の掲示場に掲示して行う。

- (1) 室蘭市役所
- (2) 登別市役所
- (3) 伊達市役所
- (4) 豊浦町役場
- (5) 壮瞥町役場
- (6) 洞爺湖町役場

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規定に準用する。

(準用)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、その機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、「広域連合長」とあるのは「当該機関」と、「広域連合長印」とあるのは

「当該機関印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 条例、規則又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該条例、規則又は規程をもって特に施行の期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。